

第 80 回国民スポーツ大会南部町案内所・休憩所設置要項

1 趣旨

この要項は、「第 80 回国民スポーツ大会南部町歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者」という。）に対し、競技会、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所及び憩いの場・交流の場を提供する休憩所の設置並びに運営について、必要な事項を定める。

2 種類

総合案内所と休憩所とする。

3 設置場所

総合案内所と休憩所は関係機関等と協議の上、競技会場に設置する。

4 設置期間

総合案内所と休憩所の設置期間は、原則として競技会の開始日から終了日までとする。

5 開設時間

総合案内所と休憩所の開設時間は、原則として競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 大会参加者等の受付案内及び資料等の配布に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊及び観光、物産等の案内に関すること。
- エ 迷子、遺失物及び拾得物の受付に関すること。
- オ その他各種案内に関すること。

(2) 休憩所

- ア 必要に応じて行う大会参加者等への飲食物の提供に関すること。
- イ そのた休憩所運営に関すること。

7 その他

- (1) 競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。